野々市市事業者用太陽光発電設備等導入促進事業補助金 申請前確認リスト

共通確認項目				
	申請事業者(PPA・リース事業者の場合は需要家も含む)が市税を滞納していないこと。			
	補助対象設備に対し、国または県の他の補助制度による補助、その他これに準じるものを受けないこと。			
	消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除くこと。			
	予算の範囲を超えることとなった日の受付については、受付状況によっては抽選等を行う可能性があること。			
	補助対象事業を遂行する上で、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。 (蓄電池設備の申請をする場合のみ。)			
	本補助金の財産処分制限について理解した上で、補助対象の法定耐用年数の期間、趣旨に沿った使用を行うことができること。			
	ゼロカーボンシティののいち推進パートナーの登録を行っていること。 ※当該年度中に登録を行う予定の場合も含む。(交付申請から実績報告までの間に行うこと。)			
	補助金の実績報告について、事業完了日から起算し15日以内又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに報告することができること。(※報告できない場合は補助対象外)			
	補助金交付要綱第13条に記載の協力等について確認し、申請後は本市に協力を行うことができること。			

	太陽光発電設備に係る確認事項				
	補助対象者 (※)設備の 所有者	市内に本社又は事業所を有する需要家で自己所有する者			
		市内に本社又は事業所を有する需要家にPPA又はリースにより設置する者			
	· 補助対象事業	商用化され、導入実績があること。			
		中古設備ではないこと。			
		法定耐用年数を経過するまでは、Jクレジット制度への登録をしないこと。			
		別紙チェックリストの要件を満たすこと。			
		ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備ではないこと。			
		市内に設置されるものであること。			
		発電電力量等の計測器であって、自家消費率等の確認ができるものを設置すること。			
		設置に関して、法令、条例等に適合していること。			

	蓄電池設備に係る確認事項
補助対象者 (<u>※)設備の</u> 所有者	市内に本社又は事業所を有する需要家で自己所有する者
	本補助金の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有のものの付帯設備であること。
	商用化され、導入実績があること。
	中古設備ではないこと。
	法定耐用年数を経過するまでは、Jクレジット制度への登録をしないこと。
補助対象事業	別紙チェックリストの要件を満たすこと。 ※特に家庭用蓄電池を導入する場合は、要件が細かく注意が必要。要件を満たす、SII (一般社団法人環境共創イニシアチブ)の認定商品を確認すること。
	再エネー体型屋外照明用蓄電池ではないこと。
	規定の価格以下の蓄電システムとなるよう、調査検討すること。
	市内に設置されるものであること。
	設置に関して、法令、条例等に適合していること。